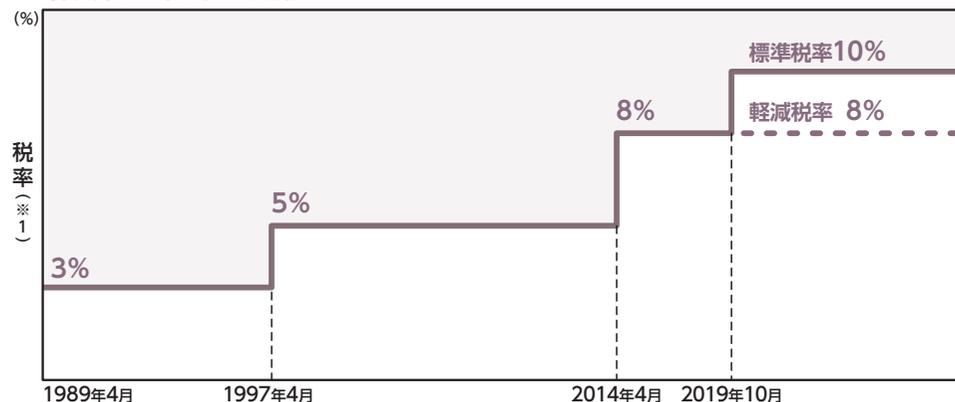


消費税率 消費税の仕組み

消費税の税率の推移



(※1)消費税率と地方消費税率を合計した税率です。

消費税とは？

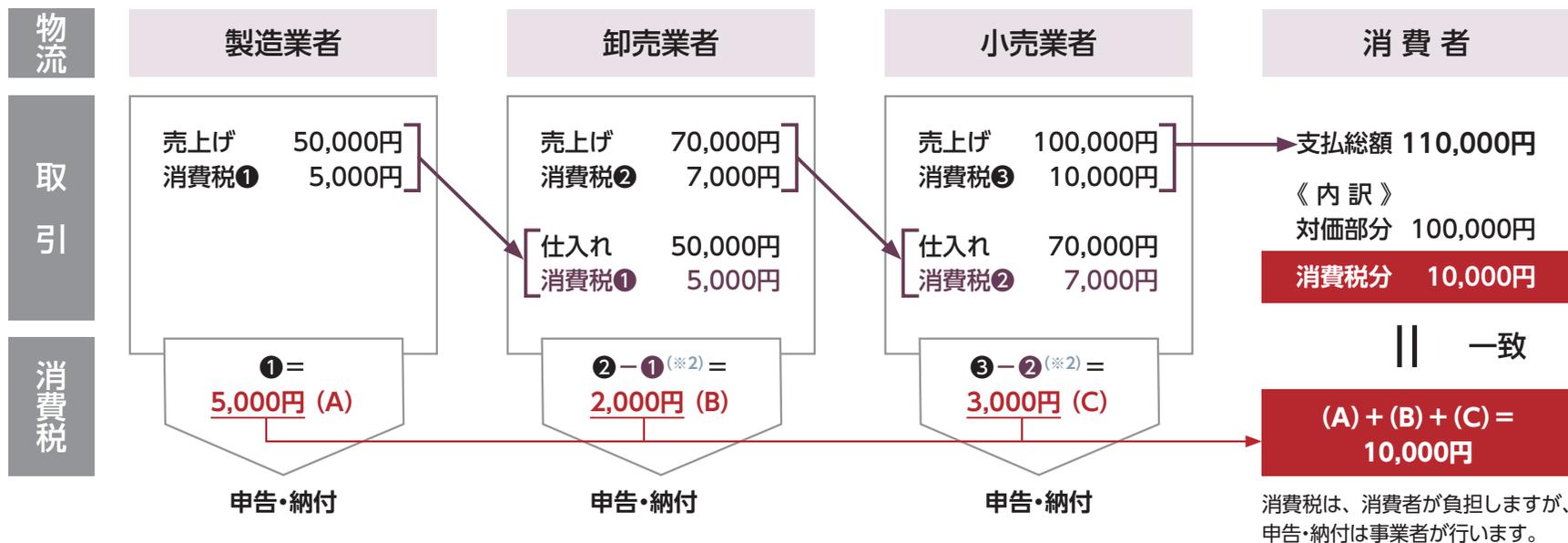
商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。

仕入税額控除とは？

【定義】課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を差引くことをいいます。下図(※2)をご参照下さい。

【要件】一定の事項を記載した「帳簿」および「請求書等」の保存が必要です。

〈消費税の仕組み〉



(注)消費税と地方消費税を合わせた税率10%で計算しています。

(出典)「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」(国税庁)より作成

2026
改正

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る経過措置の見直し

インボイス制度の社会的な定着をより確実なものとするとともに、経過措置の濫用を防止する観点から、次の措置が講じられます。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは？

インボイス制度

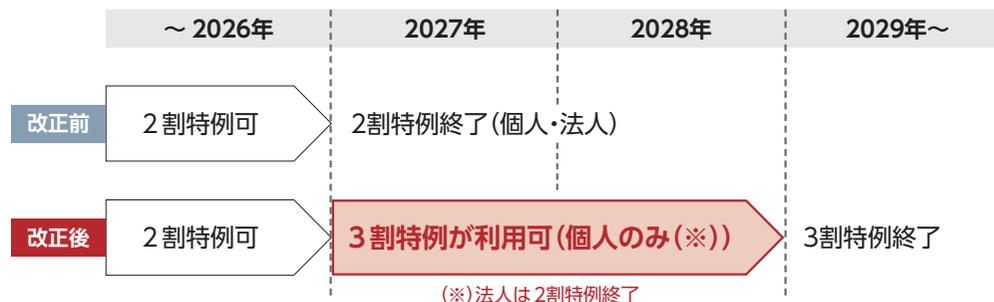
インボイス制度は、消費税の仕入税額控除に関する制度です。インボイス制度では、原則として帳簿および適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書(インボイス)

インボイス発行事業者から交付を受けた一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。

(1) 2割特例の見直し

2割特例の終了後、課税事業者を選択してインボイス発行事業者となっている個人事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置が2年に限り講じられます。

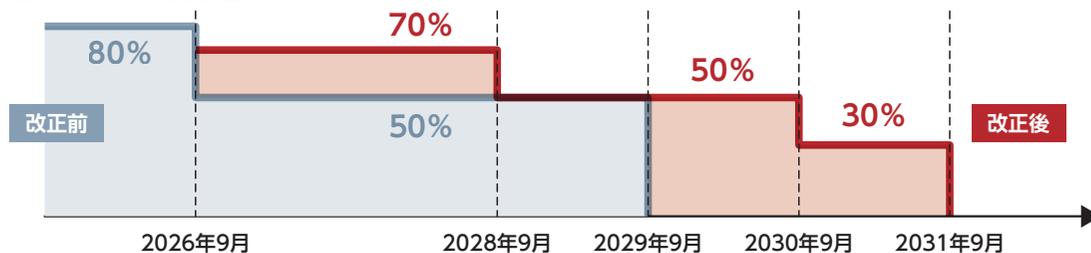


(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

① 控除可能割合の見直し

最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅の見直しが行われます。この見直しにより控除可能割合が段階的に縮減され、2031年9月末をもって終了します。

各年の控除可能割合



② 年間適用上限額の引下げ

一の免税事業者等からの(その年またはその事業年度の)課税仕入れのうち、本経過措置の適用が認められる上限額が引き下げられます。

	改正前	改正後
課税仕入れの額の合計額の上限	10億円	1億円

適用時期

(1)については、2027年および2028年に含まれる各課税期間(現行の2割特例適用者については2026年10月1日以後に終了する課税期間)から適用されます。(2)①については、経過措置期間が2031年9月30日まで延長されます。②については、2026年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

相続・事業承継・不動産活用のことなら 青山財産ネットワークスに お任せください。

資産5億超の
リピート率

72%

※お客様から2回目受託率
※アドバンテージクラブご購入
のみのお客様を除く

継続中のお客様

3,320
組

専門家が籍数

150名超

※公認会計士・税理士・社会保険労務士・
不動産鑑定士など、国家資格
を持つ専門家

顧客資産規模

平均 10億円

顧客満足度

98.5%

※5段階評価で「とても満足」
「満足」と回答した割合

1 富裕層が抱える複雑な課題を 一気通貫でご支援

税務・不動産の購入・売却・組換え・収益性向上の活用提案、事業承継や金融資産運用まで、複雑な課題を**ワンストップ**でご支援。

2 承継・運用・管理を一体で考える 充実したフォロー体制

現金・株式・不動産といった「見える財産」に加え、企業理念や親族間等の関係といった「見えない財産」までご支援。

3 次世代・次々世代まで 財産を守る長期伴走型の支援

次々世代までお客様の資産形成に伴走する、「100年財産コンサルティング」をご提供。次世代・次々世代まで財産を守るという視点で最適な財産構成の実現に向けてご支援。

	税務	不動産売買	土地活用	資産運用	相続対策	相続手続
青山財産ネットワークス	一気通貫でサポート					
不動産会社						
税理士法人						
建設会社						

※ご相談内容によっては、必要に応じてグループ内の各種専門家がご対応致します。

